

福井県告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、高浜町長から、字の区域を設定する旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の設定は、平成20年1月4日からその効力を生ずるものとする。

平成20年1月4日

福井県知事 西川 一誠

次の地先の公有水面埋立地 52, 428. 57平方メートルを、安土6字小山新田に設定する。

大字	字	地番
安土	2字柴崎	1番4、2番1
	3字白鷺	1番2、2番2
	4字宮御谷	2番、3番2、4番2